

グループホーム吉備

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社フジモリが設置するグループホーム吉備（以下「事業所」）において実施する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業又は指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」）の適切な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者又は指定認知症対応型共同生活介護従事者（以下「介護職員」）が認知症症状を伴う要介護状態の利用者に対して、適切な事業を提供する事を目的とする。

(運営の目的)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、認知症症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営む事が出来るように、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での援助や機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものである。また、利用者の意思及び人格を尊厳し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業に当たっては、事業所所在の市町村、バックアップ施設の介護老人施設や特別養護老人ホーム、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅介護事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 前2項の他、介護保険法、厚生労働省令で定める指定基準、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 所 グループホーム吉備
- (2) 所在地 岡山県岡山市北区延友389-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業における職員の職種、員数及び職内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名（常勤職員）
管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者

に対して遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1名以上（管理者と兼務する場合がある）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡、調整を行う。

- (3) 介護職員 常勤4名以上 非常勤5名以上

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

（内 容）

第6条 事業の内容は次の通りとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活の中での援助、相談
- ③ 日常生活の中での機能訓練

（介護計画の作成）

第7条 計画作成担当者は事業サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

- 2 計画作成者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 介護計画の作成にあたっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供および利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（利用料金等）

第8条 事業サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、**介護保険負担割合証に定める割合の額の支払いを受けるものとする。**

- 2 法定代理受領サービス以外の利用料については、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 家賃については、（月額）37,000円を徴収する。
- 4 食費については、（日額）1,400円を徴収する。
- 5 管理費については（月額）19,900円を徴収する。
- 6 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担

する事が適当と認められる物の実費について徴収する。

- 7 月の途中における入退所については日割り家賃とする。
- 8 利用料の支払いを受けた時は、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない事業に係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者または家族に対して交付する。

（入退居に当たっての留意事項）

第9条 事業サービスの対象者は要支援2、要介護者であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営む事に支障がないものとし、次のいずれかに該当するものは対象から除かれる。

- ① 認知症症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ② 認知症症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要するものである等、入居申込者に対して事業者が必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うと共に居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

（衛生管理）

第10条 事業サービスを提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないような措置を講ずるものとする。

（緊急時、事故発生時等における対応方法）

第11条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医又は協力医療機関との連絡を取り、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する事業サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡すると共に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する事業サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震に対処する計画を作成し、防災管理者又は責任者を定め、年二回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等と連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 事業サービスの提供に係わる利用者、家族からの苦情に敏速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した事業サービスに関し、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した事業サービスに係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 本事業所は、職員の資質向上の為研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用研修 採用後1ヶ月間
- (2) 継続研修 年1回程度
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、職員は知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業者は、事業サービスに関する記録を整備し、事業サービス完結の日から5年間保持するものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社フジモリと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(情報公開)

第15条 本事業所において実施する事業の内容については、本施設内での文書による掲示、並びにインターネット上に開設する本事業所のホームページにおいて公開する。

- 2 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び当事業所が提供する事業サービスの利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族(過去に利用者

であったもの及びその家族を含む)のプライバシー(個人を識別しうる情報を含む)に係わる内容は該当しない。

(身体拘束)

第16条 事業者は、入居者又は入居者の生命もしくは身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

- 2 事業者が前項によりやむなく行動を制限する場合には、入居者に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。またこの場合、事業者は事前又は事後速やかに入居者の法廷代理人、任意後見人、入居者代理人、入居者家族に対して説明するとともに、サービス提供記録に内容を記載する。

(虐待防止のための措置)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための社内研修の実施(年2回以上)

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第18条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

付 則 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成24年2月1日より第16条を追加し施行する。

付 則 この規程は、平成25年2月20日より第1条、2条を訂正、第17条、18条を追加し施行する。

付 則 この規程は、平成26年1月1日より第8条6を訂正し施行する。

付 則 この規程は、平成27年8月1日より第8条を訂正し施行する。

付 則 この規程は、平成30年5月1日より第8条を訂正し施行する。

付 則 この規定は、令和5年5月1日より第8条を訂正し施行する。

付 則 この規定は、令和7年4月1日より第8条を訂正し施行する。